

令和6年竹田市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和6年11月6日(水) 午後2時07分～午後2時50分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 会計年度任用職員：後藤加奈

6. 議事

議案第72号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 1件
議案第73号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 1件
議案第74号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件
議案第75号 農用地利用集積計画の承認について 5件
議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件
議案第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件
議案第78号 非農地証明について 7件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時07分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は10番 島村宏司委員、11番 工藤明秀委員の両名を指名いたします。

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第19号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

なお1番の案件は議案第76号5番の農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第72号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 1件

議案第73号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 1件

議案第74号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第75号 農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第78号 非農地証明について 7件

以上24案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第72号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第72号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。1番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第72号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第72号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第73号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第73号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第72号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第73号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第73号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第73号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第74号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第74号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字福原字神田〇〇〇〇田1筆 合計面積3,061平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第74号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字有氏字池畑〇〇〇〇田1筆 合計面積1,785平方メートルを申請者の子が行うカフェ事業用の店舗を建設する計画の農地です。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第74号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第74号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時20分)

議長

再開します。

(14時20分)

議長

議案第75号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は新規就農者である〇〇〇〇〇です。2年5か月間の賃貸借、新設定です。労力1人、畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。8年間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について、現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第75号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

11番 工藤明秀委員

3番の〇〇さんの期間が2年5ヶ月と短いのではないですか。

事務局

竹田市との契約になりますので議会の承認を経て2年5ヶ月となっています。

3番 猪九州男委員

市との契約はだいたい3年くらいで切替えみたいです。

議長

そういうことでいいでしょうか。他にありませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。議案第75号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字入田字小高野〇〇〇〇外5筆 畑6筆 合計面積1,268平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,268平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第76号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は今は持っていません。稲作にしたいですが難しいかもしれません。管理は現在も譲受人がキレイにしています。所有者が管理できないので叔父さんに譲りたいということです。そのままにしておくと荒れてしまうので私としては許可すべきと考えますが皆さんのお考えをお聞きしたいです。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字入田字小高〇〇〇〇畑1筆 面積324平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,830平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第76号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機2台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字次倉字中ヒエ〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積1,242平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,809.91平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第76号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台・草刈り機1台所有しており稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積4,477平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は146,952.28平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第76号4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター5台・田植機1台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

つゝいて5番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第76号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字宮野尾〇〇〇〇畑1筆 面積386平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は386平方メートル新規就農です。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第76号5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はありません。近くのお兄さんのを借ります。菜園程度で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

つゝいて6番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第76号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字筒井〇〇〇〇畑1筆 面積347平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,493平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第76号6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・耕うん機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。今回の対象地の下の畑を2年前くらいに譲り受けたが、その時漏れていたことです。半分は法面ですが半分は畑です。基盤整備をしたときに高低差ができたものですが利用するのに問題はないと思います。

議長

只今議案第76号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第76号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第77号1番の案件は、申請地 竹田市大字次倉字宮戸〇〇〇〇面積2,091平方メートルの田です。申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は水利不足や獣害により植林して山林

として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は許可後から令和7年3月31日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第77号1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第77号2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字仏原字原〇〇〇〇面積367平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は畜舎建設です。申請者は畜産経営をしており新たに畜舎の建設を計画したものです。雨水は屋根から敷地内に落ち自然浸透する計画で側道の久保田井路の承諾も得ています。転用行為は許可後から令和6年12月31日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第77号2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第77号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第77号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第78号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字君ヶ園字大ツル〇〇〇〇外1筆 登記地目 田2筆 合計面積366平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和49年に増築した隣地〇〇〇〇の建物が及んでおり〇〇〇〇は車庫・物置が建ち〇〇〇〇は庭として利用され現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字君ヶ園字下矢倉〇〇〇〇外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積247平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和40年頃にコンクリート舗装などをし現在も宅地の一部として利用されています。顛末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字入田字小高野〇〇〇〇外4筆 登記地目 田3筆 畑2筆 合計面積2,374平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが獣害がひどく平成元年頃から農地管理が出来なくなり現在は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が所有する申請地 竹田市大字志土知字大口〇〇〇〇外3筆 登記地目 田4筆 合計面積1,355平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者が平成3年頃に転出し農地としての管理ができなくなり現在は山林・原野となっています。また申請地〇〇〇〇は昭和55年頃に倉庫を新築し現在に至っています。始末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野・宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字久住字宮野尾〇〇〇〇登記地目 畑1筆 面積76平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡祖父が明治40年頃に牛舎と納屋を建てて以来、現在も倉庫の一部として利用されています。顛末書が添付されています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地の一部となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字筒井〇〇〇〇登記地目 畑1筆 面積76平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和50年頃亡父が隣接所有地と併せて植林し現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字仲村〇〇〇〇登記地目 田1筆 面積139平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和50年頃申請地全体に農業用倉庫を建て現在に至っています。顛末書が添付されています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

7番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第78号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第78号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会第11回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時50分)